

成年後見制度利用促進基本計画の基本目標と取組

基本目標1. 権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークづくり

- ① 権利擁護支援チームの形成
- ② 協議会の整備
- ③ 中核機関の設置・運営
- ④ 地域連携ネットワークの整備

基本目標2. 成年後見制度の利用促進

- ① 成年後見制度を利用しやすい環境整備の推進
- ② 後見人の確保・育成
- ③ 成年後見制度の利用促進に向けた支援

再犯防止推進計画の基本目標と取組

基本目標1. 再犯防止の推進

- ① 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
- ② 関係機関等との連携強化
- ③ 就労・住居の確保
- ④ 保健・医療・福祉サービス提供による支援
- ⑤ 学校等と連携した支援
- ⑥ 犯罪をした人の年齢や特性に応じた効果的な指導

概要版

第3次東峰村地域福祉計画 東峰村地域福祉活動計画

発行年月：2023年3月

発行編集：東峰村役場 住民福祉課
〒838-1692 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原 941 番地 9
TEL：0946-74-2311 FAX：0946-74-2722



2023年度～2026年度

第3次東峰村地域福祉計画 東峰村地域福祉活動計画



地域福祉計画とは

地域住民、地域で活動する団体・事業者、社会福祉協議会、行政などの地域福祉に関わるすべての人が一体となり、共に支え合い、助け合う「地域ぐるみの福祉」を進めるための計画です。

地域福祉活動計画とは

社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、すべての住民、地域で福祉活動を行う人、福祉事業を営む人が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

他の計画との関連

本計画は、地域を基盤とする支援体制等を一体的に活用するため、「東峰村成年後見制度利用促進基本計画」「東峰村再犯防止推進計画」を包含するものです。